

INFORMATION RELEASE

ミサワホーム株式会社 〒163-0833 東京都新宿区西新宿 2-4-1 Tel.03(3349)8088(広報直通)

平成22年11月11日

次世代認定マーク「くるみん」を取得

- 「住まいは子育てのために」を企業活動でも実施
- 社員の子育て支援でより働きやすい職場へ
- 育児や看護の休暇取得を柔軟に

ミサワホーム株式会社（代表取締役社長 竹中宣雄）は、厚生労働省東京労働局（東京都千代田区）より次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として認定され、認定マークの「くるみん」を取得しました。

平成15年7月に少子化対策として成立・公布された「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために制定されました。厚生労働省では、同法に基づいて「一般事業主行動計画」を策定し、その計画目標を達成するなど一定の基準を満たした事業主を認定しています。平成19年4月に認定申請が開始されてから認定企業は着実に増加しています。

ミサワホームは創業時より「住まいは子育てのために」という信念のもとに商品を開発し、現在の子育てにおいて“家にできること”を真摯に考え住まいづくりに取り組んでいます。その成果は「キッズデザイン賞」4年連続の受賞実績にも象徴されています。このような子育てを応援する企業として、社員の仕事と子育ての両立支援の拡充も図ってきました。平成20年9月から平成22年9月を対象期間として「一般事業主行動計画」を策定し、目標達成を目指して各種制度改善や対策を実施、特に、子どもの看護休暇を取得しやすいように「子の看護休暇の有給休暇化」や、育児・介護休業等を利用しやすくするために分かりやすい解説書をイントラネットへ提示するなどの取組みを進めてきました。

ミサワホームは今後も、「くるみん」マーク取得を機に、社員に仕事と子育ての両立支援を積極的に推進し、社員満足の更なる向上を目指した「働きやすい」職場環境づくりに励んで参ります。



認定取得企業に使用が認められる表示マーク（愛称「くるみん」）

● 認定を受けるために必要な9つの認定基準 ●

1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。
 2. 一般事業主行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
 3. 策定した一般事業主行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
 4. 平成21年4月1日以降に新たに策定・変更した一般事業主行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
 5. 計画期間内に、男性の育児休業等取得者が1名以上いること。※1
 6. 計画期間内に、女性の育児休業等取得率が70%以上であること。※2
 7. 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ従業員を対象とする、「育児休業の制度または勤務時間の短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
 8. 次の①から③のいずれかを実施していること。
 - ①所定外労働の削減のための措置
 - ②年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
 9. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- ※1 従業員数が300人以下である事業主は、男性の育児休業取得者がいない場合でも、別の基準を満たせば良い
- ※2 従業員数が300人以下である事業主は、女性の育児休業取得率が70%未満である場合でも、別の基準を満たせば良い

以 上

*この件に関するお問い合わせ先

ミサワホーム㈱ 経営企画部 広報・IRグループ

中村孝 平賀理絵子

T E L : 03-3349-8088

M A I L : Rieko_Hiraga@home.misawa.co.jp